

給水管への誤接続（クロスコネクション）は「禁止」されています

クロスコネクションとは？

水道水を給水する「給水管」と水道以外の管（井戸水・雑用水など）が直接連結されていることをいいます。例えば、必要に応じて水道水と井戸水（雑用水）などをバルブで切り替えて使用しているような状態もクロスコネクションになります。

なぜ禁止されているの？

水道の給水管と水道以外の管を接続してしまうと、バルブの故障や操作ミスにより、井戸水などが水道本管に逆流することがあります。この逆流した水が汚染されていた場合、周辺のご家庭では飲用に適さない水を飲んでしまうことになります。

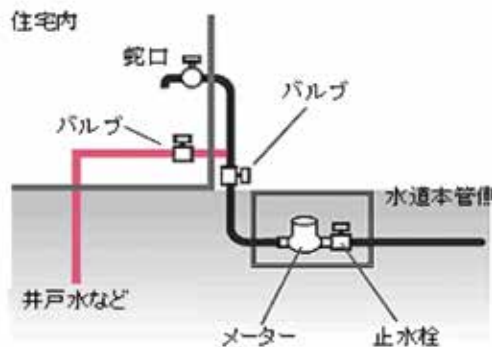
水道水の汚染を防止し安全性を確保する観点から、クロスコネクションは水道法により固く「禁止」されています。

クロスコネクションになっている場合は？

指定給水装置工事業者に依頼し、速やかに水道の給水管と水道以外の管を切り離ししてください。切り離し工事の費用は個人負担となります。

なお、切り離しが確認されるまでの間、法令に基づき、給水を停止することがあります。

●クロスコネクション概要図



恩納村では、雑用水（各字管理の水道）が通っている地域でのクロスコネクションが多数確認されています。クロスコネクションに伴う雑用水への流れ込みによって、水道料金が通常より高額になるケースもありますので、早めに切り離し工事を行ってください。

お問い合わせ
上下水道課 ☎966-1198

家畜飼養定期報告書の提出について

家畜の飼養者は家畜伝染病予防法の規定により、毎年2月1日時点での家畜の飼養衛生管理状況を都道府県知事に報告することが義務づけられていますので、ご協力をお願いします。

対象家畜 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、ヤギ、豚、イノシシ、ニワトリ、あひる、うずら、きじ、だちょう、ホロホロ鳥、七面鳥

提出期限 4月10日（金） 右記提出先必着

提出書類 定期報告書（令和2年2月1日時点の家畜の基本情報）
飼養衛生管理基準の遵守状況の報告書（畜種ごとに記載）
※2月1日時点の内容でご記入ください。

提出方法 郵送、窓口へ直接持参、ファックス

〈注意〉

- 家畜1頭、家さん1羽から報告が必要です。
- ペットとして飼養している場合でも、同様に報告が必要です。

提出・お問い合わせ

北部家畜保健衛生所
〒905-0012 名護市名護4606-4
TEL 0980-52-2939
FAX 0980-53-3311
恩納村役場 農林水産課 農林係
〒904-0492 恩納村字恩納2451
TEL 966-1202 FAX 966-2265